

訪問看護の種類と比較

作成：介護の図鑑

	介護保険で利用する訪問看護	医療保険で利用する訪問看護	自費で利用する訪問看護
	◆◆医師から「訪問看護指示書」を交付されている事が必要。◆◆		
利用条件	<p>① 65歳以上 → 要支援 / 要介護認定者。 ② 40歳以上65歳未満 → 「16特定疾患」(主に加齢が原因の疾病) 診断を受けた、要支援 / 要介護認定者。 ③ 要支援 / 要介護の認定者は、介護保険による訪問看護を優先的に利用するという、制度上の決まりがある。 ※末期癌など重病者は、要介護認定を受けていても、医療保険による訪問看護を利用できる場合がある。</p>	<p>① 40歳以上、要介護認定の非認定者。 ② 40歳未満の者。 ③ 末期癌、難病、人工呼吸器常時装着など、「厚生労働大臣が定める疾病」や、病状悪化により、医師の特別指示が出された場合。</p>	<p>年齢や疾患種類などによる、利用制限は無し。</p>
併用	《介護保険》または《医療保険》で利用する訪問看護との、併用は不可。		《介護保険》または《医療保険》で利用する訪問看護との、併用が可能。
保険制度の支給限度額	<p>要介護度により「支給限度額」が異なる。支給限度額を越えて利用する場合は、自費負担となる。</p>	<p>医療保険は「支給限度額」無し。</p>	/
回数・時間の制限	<p>◆利用回数：制限無し。 ◆一回の利用時間：以下4区分から選択。 ① 20分未満。② 30分未満。 ③ 30分以上60分未満。 ④ 60分以上90分未満。</p>	<p>◆利用回数：週に1～3回。 ◆一回の利用時間：30～90分。 ※《厚生労働大臣が定める疾病等の患者》《厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者》は、特例で回数・時間の制限が変化する。</p>	<p>回数、時間共に制限無し。訪問看護事業所により様々な差異があるため、利用前によく確認のこと。</p>
自己負担	原則、利用金額の1割負担。	利用金額の1～3割負担。	全額負担。
利用時の手続き	<p>① 要介護認定を受ける。 ② 主治医へ訪問看護利用の相談。「訪問看護指示書」を交付してもらう。 ③ ケアプラン(ケアマネ依頼/自作)を作成し、訪問看護ステーションと契約。</p>	<p>① 主治医または近隣の訪問看護ステーションへ相談する。 ② 主治医に「訪問看護指示書」を交付してもらう。 ③ 訪問看護ステーションと契約。</p>	<p>① 自費の訪問看護事業者へ相談。 ② 主治医に「訪問看護指示書」を交付してもらう。 ③ 自費の訪問看護事業者と契約。</p>